

沖縄県後期高齢者医療広域連合 主管課長及び担当者会議

# 事業課資料

## 保険給付2グループ

1. 後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

# 後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

## 1. 背景

配慮措置は、窓口2割負担導入時に伴う急激な負担上昇を防ぐ目的で令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間の時限措置として行われてきました。

この間、2割負担となる方については、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までに抑えられていたところです。

## 2. 現状

配慮措置の終了に伴い、当広域連合から各市町村へ「配慮措置終了に関するホームページ掲載依頼」のメールをお送りしご対応いただいているところですが、お問い合わせ先が各市町村の連絡先又は当広域連合の連絡先になっていることが見受けられます。

## 3. 市町村へのお願い 〈別添資料参照〉

被保険者の方からお問い合わせがあった際には、配慮措置の趣旨を一度ご説明いただき、それでもご納得いただけない等、対応に苦慮する場合は、下記の「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター(国設置)」をご案内お願いします。

### 【設置期間】

令和7年7月1日（火）～令和8年3月31日（火）※日曜日、祝日、年末年始は除く

### 【対応時間】

午前9時～午後6時

### 【電話番号】

0120-117-571（フリーダイヤル）

## 【参考資料】

事務連絡  
令和7年9月4日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

### 後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇を可能な限り抑制し、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の窓口負担割合を2割とするとともに、施行後3年間、外来療養に係る1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が導入されてきました。

この配慮措置の期間が令和7年9月30日をもって満了することに伴い、当該配慮措置に係る従前の通知等における取扱いは同日をもって終了するとともに、後期高齢者医療広域連合電算処理システムについては、国民健康保険中央会において、既に対応済みとなっていますが、対応状況の詳細については、サポートサイトにてお知らせいたします。

また、本件に関して、被保険者の方からお尋ねがあった際には、配慮措置の趣旨をご説明いただく、又は別添「後期高齢者医療の制度改革に係るコールセンター（国設置）」をご案内いただく等、丁寧にご対応いただきますよう御配慮願います。（ご参考までに、コールセンターにお示ししている「Q&A」の抜粋を添付いたします。）

以上の内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知等のほど、お願い申し上げます。

事務連絡  
令和7年6月4日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
市町村後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

### 後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンターの設置について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国において「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」を設置いたしますので、以下の内容について御了知いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 設置趣旨について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）等に伴う制度改正の趣旨や改正内容等について、国民の皆様に丁寧に説明し御理解いただくため、被保険者等からの問い合わせに対応するコールセンターを、国において設置するもの。

##### 2. 設置期間等について

###### 【設置期間】

令和7年7月1日（火）～令和8年3月31日（火）※日曜日、祝日、年末年始は除く

###### 【対応時間】

午前9時～午後6時

###### 【電話番号】

0120-117-571（フリーダイヤル）

※ なお、マイナ保険証や資格確認書に係る問い合わせについては、引き続きマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にて承ります。

以上

Q1 窓口負担割合が2割の方への配慮措置とは。

A 令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度にご加入の方で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割となります。併せて2割となる方の負担を抑える配慮措置を設けております。

具体的には、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、2割負担となる方については、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までに抑えられます（入院の医療費は対象外です）。

Q2 配慮措置をなぜ終了するのか。継続するべきではないのか。

A 配慮措置は、窓口2割負担導入時に伴う急激な負担上昇を防ぐ目的で、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間の時限措置としておりました。

時限措置の性質上、制度施行から一定期間たった以降においては対象の方には原則通り2割負担をお願いすることから、今回、期限をもって終了するものになります。（なお、配慮措置が終了した後も、高額療養費制度により、外来の自己負担の上限額は、月18,000円（年間だと144,000円）までとなります。）

後期高齢者医療制度の持続可能性を高めるとともに、今後の現役世代の負担上昇の抑制を図る観点から、負担応力に応じた負担にご協力をお願いいたします。

（なお、2割負担の導入に伴う大きな問題は、現時点では特段把握していません。）